2026年1月10日

３０－６

肢ア

判決１０年。不法行為３年なので，法的安定性を図るべきでは。

不都合，判決の執行を一律に処理すべき。短いと，保全手続，面倒。

１０年になる。

肢イ

相殺。原債権の存在が前提，主張が撤回された時点で，承認した事実も消えるのでは。

不都合，相手方の期待が害される。更新の効力は失われない

肢ウ

一部請求。明示が必要。処分権主義から一部請求可。許容性は，不意打ち防止。

債務不存在確認の反訴提起などができる。

肢エ

差押えと判決。判決後は１０年。こちらが優先されて，仮差押えの中断が消えるのではないか。法的安定性から画一処理の必要性あり。消滅しない

肢オ

留置権の抗弁，請求ではない。主張，請求による完成猶予ではない。催告１５３条。

３０－７

肢ア

所有権の物権的請求の場合，①元所有，②相手方占有を請求原因をとして主張立証することになる。

①元所有に関しては，権利なので，承継した事実を主張していくことになる。

まさに，売主A所有，売買契約締結（承継原因）となる。

②相手方の登記は，法律上の占有があるかという話と思われる。こちらも主張立証必要。

肢イ

対抗要件の抗弁は，正当な利益があればよい。第２売買契約の成立でよい。善意無過失は関係なし。自由競争，悪意者でも保護される。

Ａは，無権利者ではない。不完全物権変動説。Ｃは権利を承継しうる。

肢ウ

所有権にもとづく移転登記請求。物権と物権的請求権は，訴訟物として区別される。

そこで，この請求は，所有権以外の財産権として２０年の消滅時効かかるか。

不都合，所有権の内容がばらばばらになる。物権の内容の単一性の問題が出てくる。

物権的請求権を物権から単独で消滅させることはできない。

所有権絶対の原則から，消滅時効を制限したもの。本件の移転登記請求も，当該趣旨にてらすと所有権の一内容である。この移転請求は，所有権を支える権利なので，絶対の原則を補完するもの。したがって，本件の権利は単独で時効消滅しない。よって，Ｃは，抗弁とできない。

肢エ

悪意であっても再抗弁とできない。自由競争の範囲なので，背信的悪意者であることが必要。

肢オ

錯誤の主張権者。明文なし，効果無効なので，誰でも主張できるとも。

不都合，無制限に主張を認めると，取引秩序が害される。相手を保護する必要あり。

錯誤の趣旨，表意者保護。主張権者，ＡのみＢの主張は，失当となる。

３０－８

肢ア

消滅後でも１年以内なら提起可。

確かに，占有保持。妨害がなければ必要ないのでは。

請求の直前に止める場合もある。そのような場合に，損害を取り戻せない。

提起ができるとする必要がある。そこで，法も消滅後１年以内も認めている。

肢イ

同居Ｂは，占有権を有しない。確かに事実としては占有している。

したがって，権利を認めるべきとも，権利行使の意思がバラバラになる恐れある。

限定すべき。Ｂは，Ａの占有を補助するもの。占有補助者。

肢ウ

確かに，解除条件が成就したら，その効果は遡及的に消滅。

Ａに所有権がなくなるので，自主占有でないとも。

不都合，Ａの占有が条件後，自主占有にならないとすると，条件後，返還請求を掘ったからした相手が常に保護されることになる。条件を知りえどＡは実際に，Ｂから買い受けている。返還請求受けない段階では，Ａの期待を保護すべき。

自主占有を要件とした趣旨，外形上，自主の外観がなければ，本人は返還請求権を行使しえないため。他主だと，本人にとって，権利行使の機会があったとはいえず，時効の完成を許容できないから。本件の場合，本人が物権的請求を行使する外観は存在する。

したがって，この場合，Ｂは自主占有のままとなる。

肢エ

権利能力なき社団と法人は，占有の主体が別。しかし，この場合も事実を尊重する必要があり。１８７条１項は，権利能力なき社団，法人の場合も適用される。

肢オ

２０２条２項。裁判することができない。反訴も裁判。したがって，できないのでは。

不都合，本権の保護が不十分。請求を認める必要ある。

条文の趣旨，自力救済の禁止。占有の訴えに対して，本権があることを抗弁とできないもの。反訴で，適法な占有権限そのものを争うことは禁止されない。

３０－９

肢ア

地上権。物権，地代は要素ではない。

地上権，工作物，竹木を所有するためのもの。契約の自由ある。

肢イ

地上権は存続期間を定めないで設定できる。対象が，竹木。目的を達成するために長期にわたって使用することも想定できる。

肢ウ

永小作権。小作料が要素。物権なので，金銭は要素ではなく，自由があるとも。

歴史的経緯，小作人と地主。制度として小作料は予定されている。

耕作，牧畜。収益を予定，小作料は支払うべき。

※永小作権

永小作権は，期間制限ある。地主に有利になっているとものと押さえておけばよい。

肢エ

無償の地役権設定か。物権，金銭は当然にはでてこない。自由を認めるべき。

地役権はない場合も設定か。

私道をイメージすればとりあえずは良いだろう。

肢オ

存続期間定めないで設定できる。土地の便益に供するためことが目的。

目的からすると，長期で使うことが考えられる。

３０－１０

肢ア

制限行為能力者，第三者保護規定なし。

本人を保護する必要性が高い。同じ取消でも詐欺とは違う。本人に落ち度あり。

むしろ，落ち度がないという意味では，強迫に近い方向性で理解する。

不動産なので，即時取得なし。動産だと即時取得になるので注意されたし。

肢イ

解除前の第三者。５４５条１項ただし書第三者。解除の遡求効を制限して取引安全を図る者。直接効果説（当事者の意思を尊重する趣旨)。

Ｃは解除前。第三者として保護されるには，権利保護要件としての登記が必要。

ＡＣ対抗関係立たない。本来Ｃに登記がなくても保護されるとも。不都合，Ａに帰責性ない。Ａも一定程度保護すべき。条文の趣旨，本人を犠牲にして，なお保護すべき第三者を想定。確定的な権利者である必要あり。登記必要。

肢ウ

Ｂは登記がない。差押債権者は，第三者とも。

しかし，Ｃは立会人として参加している。このものを第三者として保護するのは取引秩序においても問題，本件の場合，Ｃは背信的悪意者。登記なくても主張可。

肢エ

背信的悪意者からの譲受人。地位は承継しない。Ｄの取引安全を保護する必要あり。

Ｃに権利はある。信義則上，主張できないに過ぎない。属人的なもの。

Ｄ正当な権利，登記があればＢに対して権利を主張できる。

肢オ

自己のものに時効が成立するか。条文上は他人の物。不都合，成立しないとすると権利が保護されない。取得を認める必要あり。他人の物。他者の権利を排除する必要がある場合を想定，自己所有でも他人の権利を排除する必要がある場合，時効の成立を認めないとする趣旨ではない。